



福井労働局

～ウィズ・ポストコロナ時代のふくい「働く」を支えます～

Press Release

報道関係者 各位

令和3年9月1日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

賃金室長 川口 国雄

地方賃金指導官 西村 直樹

(直通電話) 0776-22-2691

福井県最低賃金を 858 円に引き上げます。

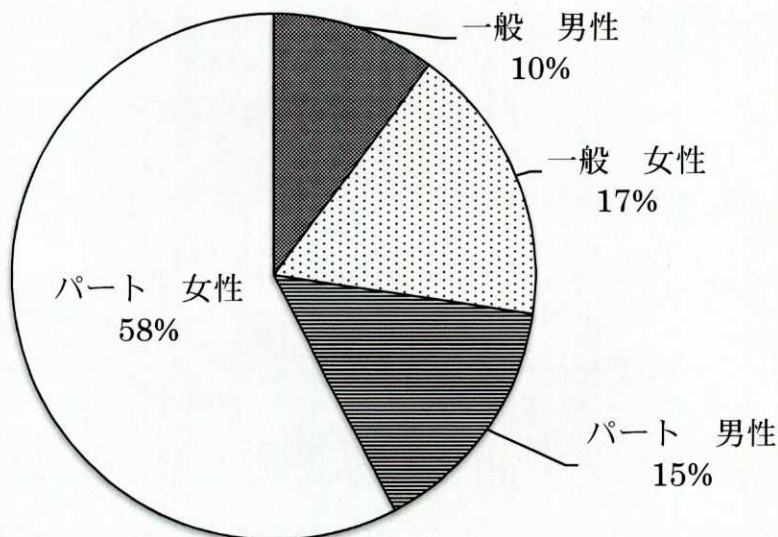
－ 発効日は令和3年10月1日です－

福井労働局長（山崎 直紀）は、本日付けで官報公示を行い、令和3年10月1日から福井県最低賃金を現行時間額から28円引き上げ、時間額858円に改正します。

福井労働局が本年6月に実施した最低賃金に関する基礎調査結果では、福井県最低賃金を28円引き上げることによる県内の影響は、約14,700人の労働者に及ぶと推定されます。

地域別最低賃金である「福井県最低賃金」は、福井県内の事業場で働くすべての労働者に適用され、福井労働局では、改正される最低賃金額について、あらゆる機会をとらえて周知することとしています。

最低賃金引き上げによる影響労働者の内訳



影響率: 11.2%

推定される影響労働者数

約 14,700 人

[参考：福井県最低賃金の推移]

	時間額（円）	引上げ額（円）	引上げ率（％）
平成 17 年	6 4 5	2	0. 3 1
平成 18 年	6 4 9	4	0. 6 2
平成 19 年	6 5 9	1 0	1. 5 4
平成 20 年	6 7 0	1 1	1. 6 7
平成 21 年	6 7 1	1	0. 1 5
平成 22 年	6 8 3	1 2	1. 7 9
平成 23 年	6 8 4	1	0. 1 5
平成 24 年	6 9 0	6	0. 8 8
平成 25 年	7 0 1	1 1	1. 5 9
平成 26 年	7 1 6	1 5	2. 1 4
平成 27 年	7 3 2	1 6	2. 2 3
平成 28 年	7 5 4	2 2	3. 0 1
平成 29 年	7 7 8	2 4	3. 1 8
平成 30 年	8 0 3	2 5	3. 2 1
令和元年	8 2 9	2 6	3. 2 4
令和 2 年	8 3 0	1	0. 1 2
令和 3 年	8 5 8	2 8	3. 3 7

*最低賃金が適用される労働者

福井県最低賃金は、福井県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用され、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

なお、以下の賃金は最低賃金に含まれないことになっています。

最低賃金に算入されない賃金

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

[参考：最低賃金引き上げ等処遇改善に係る各種助成金制度]

最低賃金の引き上げ等に向けた環境整備のための支援策として、以下の助成金制度を設けています。

(1) 業務改善助成金

事業場内の最低賃金を20円以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、生産性向上のための設備・機器等の導入経費（業務改善経費）の一部を助成するもので、令和3年8月からは、支給要件の緩和・拡充が図られています。

(2) 雇用調整助成金

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3か月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。

(3) キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

有期契約労働者等の基本給にかかる賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給を行った場合に助成するもの。

(4) 人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）

能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率低下を実現した企業に対して助成するもの。

助成金制度のお問い合わせ先

(1) 業務改善助成金

福井労働局雇用環境・均等室 電話 0776-22-0221

(2) 雇用調整助成金

(3) キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

(4) 人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）

福井労働局職業安定部職業対策課 電話 0776-22-2683（助成金専用）

さらに助成金制度のほかに、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワンストップで無料相談に応じる「ふくい働き方改革推進支援センター」（電話0120-14-4864）を設けています。